

# 工場立地法の緑地率等を



## 緩和しました！

これまで小山市内の工場立地法の特定工場届出については、国が定めた準則（敷地面積に対する緑地面積率20%、環境施設を含めた緑地面積率25%）を適用してきましたが、工場立地法の改正に伴い市独自の基準を適用することが可能になったことから、小山市では市独自の緑地面積率等を定めた条例を制定し、新規企業の立地や既存企業の設備投資を促進し、市内産業の活性化を図っていきます。

（具体的な内容については裏面を参照して下さい。）

### 工場立地法とは

工場立地が環境保全を図りつつ適正に行われるようにするため、工場立地に関する調査の実施、工場立地に関する準則の公表及びこれらに基づく勧告、命令等を行い、これらを通じて国民経済の健全な発展と国民の福祉に寄与することを目的に作られた法律です。

### 工場立地法の概要（国の準則の場合）

敷地

#### 生産施設

生産施設の面積の割合の上限が、業種によって30～65%に決められています



#### 環境施設

緑地を含めた環境施設（グラウンド、広場、屋内運動施設など）

敷地面積の25%以上

#### 緑地

敷地面積の20%以上



※この条例は平成25年7月から施行されます。

### 【問合せ先】

〒323-8686 栃木県小山市中央町1-1-1

小山市経済部工業振興課 企業誘致推進室企業誘致係 TEL: 0285-22-9396